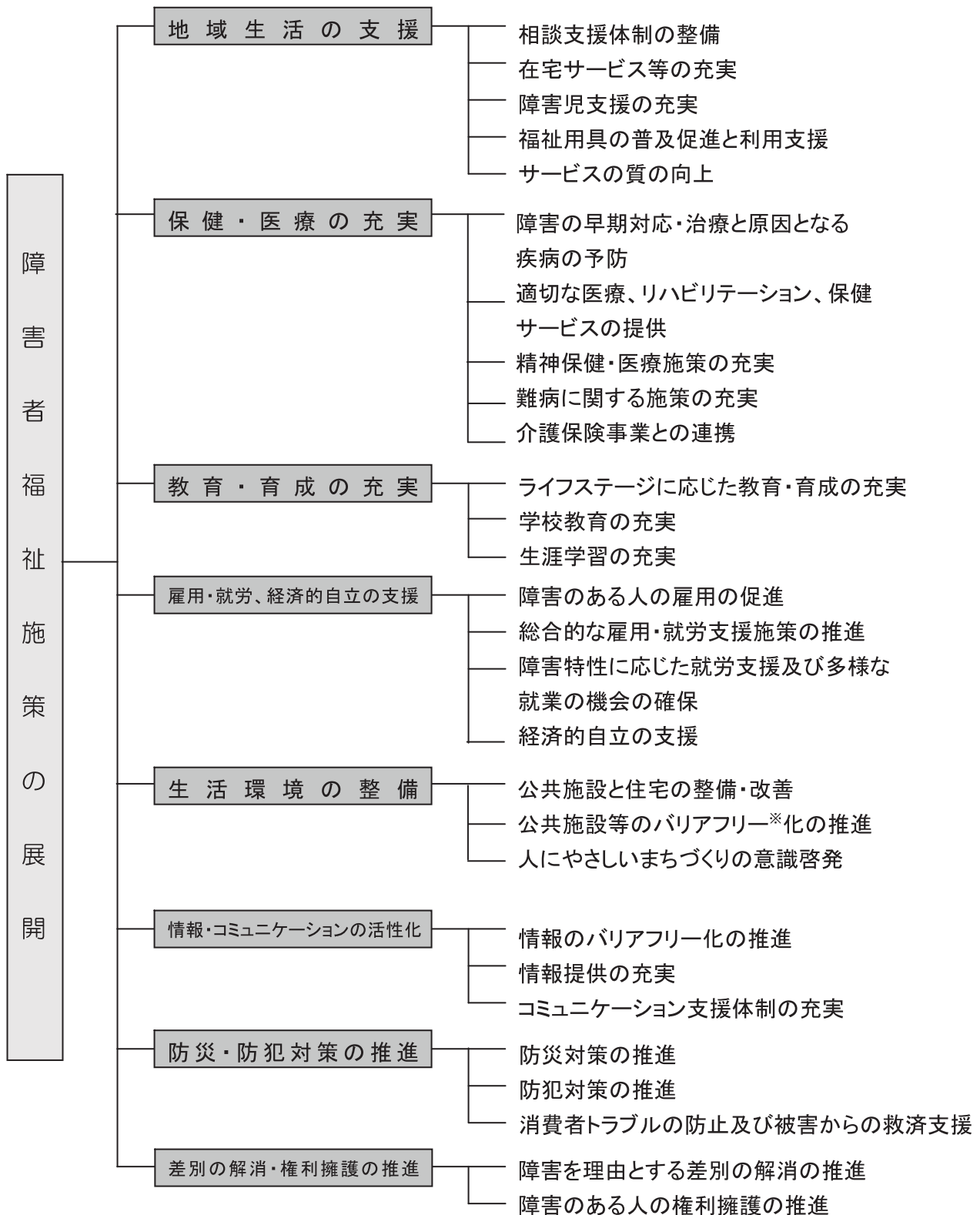


第 5 章 障害者福祉施策の方策

第 5 章 障害者福祉施策の方策

第1節 計画の体系



第2節 障害者福祉施策の展開

(1) 地域生活の支援

①相談支援体制の整備

施策方針

相談支援事業所への相談件数は年々増加しており、さらには、平成27年度から障害福祉サービスを利用するすべての人に計画相談支援を導入する必要があるため、相談支援体制のさらなる整備を図ります。

具体的展開

- ・総合相談支援センターを核とした障害福祉等に関する相談支援体制の充実を図ります。
- ・手話通訳者を設置し、日々の窓口業務に対応するとともに、対象者に応じた適切な伝達手段による対応に努めます。
- ・障害者相談員、関係機関とも連携を図りながら、相談支援体制の強化に努めます。

②在宅サービス等の充実

施策方針

障害のある人が身近な地域で暮らしていけるよう、障害福祉サービスや地域生活支援事業の充実を図るとともに、サービス利用に関する研修等を通じて、サービスの質的向上を図ります。また、サービスを必要とする人が利用者本位の視点から必要なサービスを選択し、利用することができるよう、ケアマネジメント^{*}の充実を図ります。

具体的展開

- ・障害のある人の安定した在宅生活を支援するため、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の訪問系サービスの充実を図ります。
- ・介護者の突然の不在により、介護が受けられなくなった重度障害者への在宅生活支援等、安心して地域生活を送れる環境づくりに努めます。
- ・障害のある人やその家族のニーズに対応できる短期入所の充実を図ります。また、医療機関や福祉施設等との連携を図り、緊急時の受け入れ可能施設の充実を図ります。

③障害児支援の充実

施策方針

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育や一人ひとりの障害に応じた支援を受けられるように、適切な時期に適切な療育を提供できる体制の充実に努めます。

具体的展開

- ・児童発達支援（児童福祉法による福祉サービス）を必要とする子どもは増加しており、適切な時期に児童発達支援が利用できるよう、提供体制の充実に努めます。
- ・今治市発達支援センターにおいて、それぞれの子どもや保護者の個別の対応・相談を行い、学校や幼稚園、保育所等での効果的な保育・指導・支援の方策についての助言や就学相談等につなげます。
- ・個別の支援計画、個別の指導計画に基づき、就学前から就学中、さらにその後の生活まで、一貫した支援体制の整備に努めます。

④福祉用具の普及促進と利用支援

施策方針

福祉用具は、障害のある人の日常生活や社会参加にとって大切なものであるため、福祉用具の普及を促進し、適切な利用のための支援を行います。

具体的展開

- ・補装具[※]の給付や日常生活用具の給付について、引き続き実施します。
- ・福祉用具のさらなる普及促進のため、市のホームページ等を活用し、情報提供に努めます。
- ・福祉用具の機能・品質の向上や新たな技術開発の状況を確認しながら、適切な給付に努めます。

⑤サービスの質の向上

施策方針

利用者のニーズに応じた障害福祉サービスの提供量の確保だけでなく、良質なサービスが提供されるよう、関係機関の連携の強化やサービス利用に関する研修を通して、サービスの質の向上を図ります。

具体的展開

- ・ 障害福祉サービスの質的向上を図り、利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう、県と連携して、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所の職員の人材育成や事業所が自主的に業務の向上に努めることのできる環境づくりを推進します。
- ・ 学校における福祉教育[※]の推進や中高生へ実習機会を提供することにより、福祉・介護の資格の取得や仕事に対する理解啓発に努めます。また、多様な利用者ニーズに対応できるよう、今後の福祉サービスを担う人材の確保・育成に努めます。
- ・ 島しょ部においても、必要な障害福祉サービスが受けられるよう、事業所の確保に努めます。

(2) 保健・医療の充実

①障害の早期対応・治療と原因となる疾病の予防

施策方針

母子保健や生活習慣病予防等により、障害に対する早期の対応をはじめ、障害の原因となる疾病の予防に取り組み、心と体の健康づくりの支援を行います。

具体的展開

- ・妊婦健康診査及び「こんにちは赤ちゃん訪問事業」の充実に努めます。
- ・乳幼児の成長・発達に合わせた健康診査を実施し、心身の障害に対する早期の対応に努めます。
- ・健診・検診の受診率向上の取組を継続的に推進します。
- ・生活習慣病予防や疾病予防・重症化予防による医療費の適正化を進めるため、40～74歳の国民健康保険加入者に特定健康診査、特定保健指導を実施するとともに、未受診者への受診勧奨に努めます。

②適切な医療、リハビリテーション、保健サービスの提供

施策方針

医療機関等との連携を強化し、地域における医療体制やリハビリテーション体制の充実を図り、保健・医療が連携した安心して暮らせる支援体制を構築します。

具体的展開

- ・常時、医療的ケアを必要としている人への訪問看護等サービスの充実を図ります。
- ・加齢や障害等により身体の機能が低下している人を対象に、身体機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるための対応の充実に努めます。
- ・利用者のニーズに応じて、自立訓練や余暇活動、社会参加へのきめ細かな支援を実施し、自立と社会参加を促進します。

③精神保健・医療施策の充実

施策方針

本市の精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にあります。医療機関や相談支援機関の連携強化により、精神障害のある人の支援の充実を図ります。

具体的展開

- ・ 障害者地域活動支援センターときめきやさぎなみ園等、精神障害を主として対象とする事業所等との連携により、相談支援体制を充実します。
- ・ 自殺対策やうつ病、ひきこもりに対する精神保健福祉の課題に対応できるよう、今治保健所・保健センターを中心に、関係機関や関係団体とのネットワークを構築し、メンタルヘルスケアの推進を図ります。
- ・ 専門的な医療を必要とする障害のある人・子ども、難病患者に適切に対応するため、医療機関や訪問看護ステーション^{*}等と連携を図ります。特に、精神障害のある人の支援については、ケース会議等を通じて主治医との連携に努めます。

④難病に関する施策の充実

施策方針

障害者総合支援法の改正にともない対象に含まれた難病患者の療養生活を支援するため、各種の保健・医療・福祉のサービスを充実し、支援体制の整備に努めます。

具体的展開

- ・ 障害者総合支援法の改正にともない対象に含まれた難病患者について、個々の状態に応じた障害福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
- ・ その他難病患者の生活の質の維持・向上を図るため、日常生活にかかわる相談や日常生活用具の給付等、障害福祉サービスの充実に努めます。

⑤介護保険事業との連携

施策方針

多職種参加による地域ケア会議への参加等により、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に提供する地域包括ケアシステム^{*}等、介護保険事業との連携を図ります。

具体的展開

- ・ 介護保険制度の対象となる障害のある人について、介護保険担当課や介護支援専門員、相談支援専門員等と連携し、多様なニーズにきめ細かく対応し、生活状況に即したサービスを提供できるよう努めます。特に、65歳を迎えて障害福祉サービスから介護保険サービスへ移行した際に、サービスの質と量が低下しないよう、きめ細かな連携に努めます。
- ・ 障害のある人の重症化を予防するため、介護保険担当課や介護支援専門員、相談支援専門員等との早期からの連携を充実します。

(3) 教育・育成の充実

① ライフステージに応じた教育・育成の充実

施策方針

障害のある子どもが、身近な地域で専門的な療育やライフステージ[※]に応じた教育を受けられるように、自立に向けた発達支援体制の充実を図ります。

具体的展開

- ・ 養育支援家庭訪問事業等による育児相談を通じて、子どもの障害等の実態を早期に把握するとともに、一人ひとりの特性に応じた適切な就学指導を行うため、関係機関との連携を図り、情報の提供、就学相談・就学の手続き等、就学前指導体制の充実に今後も努めます。
- ・ 特別支援教育[※]を修了した障害のある子どもが、就労以外の多様な進路を選択できるよう、自立訓練等の充実、進路選択の支援に努めます。

② 学校教育の充実

施策方針

インクルーシブ教育システム[※]の理念を踏まえ、すべての子どもたちがともに学び、一人ひとりの特性・能力に応じた指導が受けられる教育の推進に努めます。

具体的展開

- ・ 障害のある子どもに対する合理的配慮[※]等の指導・支援については、子ども一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて、設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、充実に努めます。
- ・ 障害のある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに応じた教材の提供を推進するとともに、情報通信技術（ICT）の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。
- ・ 就学巡回相談等を実施し、就学先への支援状況の情報提供や具体的な支援方法等について、各学校等と連携しながら保護者と継続的に相談を実施します。
- ・ 特に教育的支援が必要な子どもが在籍する学校に対し、学校生活支援員を配置して適切な支援を行います。
- ・ 教職員に対する研修を実施し、障害の特性に応じた教育を推進します。
- ・ 放課後等デイサービス等、日中の支援が必要な子どもを対象としたサービスの充実に努めます。

③生涯学習の充実

施策方針

地域における生涯学習活動等へ、障害のある人も参加しやすいよう配慮し、障害の有無にかかわらず、生涯学習を通じた交流の場・機会づくりに努めます。

具体的展開

- ・ 障害の有無にかかわらず、だれもが講演会や美術展等、優れた芸術や文化にふれる機会の充実に努めるとともに、手話通訳者等や要約筆記者等の派遣等、障害のある人が参加しやすい環境の整備に努めます。
- ・ 生きがいや教養を身につけ社会参加を促進するため、公民館や集会所等、身近な地域における趣味の活動や生涯学習講座を実施することに加え、地域住民とともに創作・創造活動にかかわる学習機会の充実に努めます。

(4) 雇用・就労、経済的自立の支援

①障害のある人の雇用の促進

施策方針

障害のある人の法定雇用率[※]達成に向け、ハローワーク今治等関係機関と連携し、民間企業における障害のある人の雇用促進に努めます。

具体的展開

- ・市において、障害のある人の雇用を促進するとともに、職域の拡大を図ります。
- ・指定管理者制度等の行政関連業務においても障害者雇用の促進に努めます。
- ・障害のある人の法定雇用率未達成の企業に対し、ハローワーク今治等関係機関と連携し、障害のある人の雇用についての理解啓発に努めます。
- ・「障害者優先調達推進法」に基づき、福祉施設等からの製品の購入や業務委託について目標値を定め、「今治市共同受注窓口」と連携し、積極的な調達を推進します。

②総合的な雇用・就労支援施策の推進

施策方針

雇用前の就労支援から雇用後まで一貫した支援が行われるよう、関係機関との連携を強化し、障害のある人の雇用・就労を総合的に支援します。

具体的展開

- ・福祉的就労や仕事をしていない人の雇用の一層の推進のため、職場実習や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援が行われるよう、ハローワーク今治や障害者就業・生活支援センターあみをはじめとする関係機関との連携の緊密化を図ります。
- ・ハローワーク今治等と連携して、国等の各種助成制度の周知、広報に努めます。

③障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

施策方針

障害のある人が様々な場において仕事ができるよう、障害の特性に応じた多様な就業機会の確保等、就労の支援を充実していきます。

具体的展開

- ・福祉施設から一般就労への移行を促進するため、就労移行支援事業の充実を図ります。
- ・市の就労支援職場実習事業の活用及び障害者就業・生活支援センターあみとの連携強化を図り、障害のある人の就労の場の確保につなげます。
- ・日中活動系サービスの事業所の充実のため、職員の人材確保・育成に努めます。

④経済的自立の支援

施策方針

障害のある人への経済的な支援を充実することで、地域において自立した生活ができるよう支援していきます。

具体的展開

- ・在宅で生活している障害のある人の生活安定を図るため、各種手当の支給を継続して実施します。
- ・所得税・住民税の控除、自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免等のほか、JR・バス運賃、タクシー料金、有料道路通行料金等の各種割引・減免制度の周知・普及に努めます。
- ・障害のある人がいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談等を行う生活福祉資金貸付制度について、社会福祉協議会との連携により周知します。

(5) 生活環境の整備

①公共施設と住宅の整備・改善

施策方針

障害のある人が地域で安心して快適な生活を送れるよう、整備が必要な公共施設の改善や住宅の改修を支援し、暮らしやすい住宅環境づくりに努めます。

具体的展開

- ・ 障害のある人の地域生活を支援するため、障害者支援施設、グループホーム等の居住支援サービスの充実を図ります。
- ・ 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）が効果的に実施できるよう、相談支援事業所等関係機関と連携を図ります。
- ・ 公営住宅の活用について、住宅担当課等と連携していきます。
- ・ 障害のある人に対して、より良い生活がしやすくなるよう、住宅改修等に要する経費の一部を助成します。

②公共施設等のバリアフリー化の推進

施策方針

障害のある人が外出しやすいよう、施設のバリアフリー化の推進を啓蒙し、バリアフリー新法に基づいた環境整備に努めます。

具体的展開

- ・ 今治市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例及び今治市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の基準を定める条例に基づき、既存の公共施設だけでなく、今後市内に整備される公共施設・大規模施設等においてバリアフリーを進めるとともに、新設の際には計画の段階からユニバーサルデザイン[※]化を検討し、障害の有無にかかわらずだれもが利用しやすい施設となるよう努めます。
- ・ 公共施設における障害者用トイレ等のバリアフリー情報については、市ホームページ等に引き続き掲載し、広く市民に周知します。
- ・ 民間施設においても、障害の有無にかかわらず、すべての人が気軽に利用できるように、施設整備・改善推進の啓発を行います。

③人にやさしいまちづくりの意識啓発

施策方針

人にやさしいまちづくりを目指し、障害や障害のある人への理解促進のため、意識啓発の活動を行います。

具体的展開

- ・ 障害のある人の歩行の安全を確保し、事故を防止するため、道路等交通環境の整備を推進するとともに、歩道への不法駐輪・駐車、商品のはみ出し等、通行を妨げる行為を解消するため、市民への意識啓発を行います。
- ・ 障害のある人、高齢等の理由で歩行が困難な人、出産前後やケガで一時的に歩行が困難な人に対して、パーキングパーミット（利用証）を交付します。
- ・ 施設の身体障害者等用駐車場の適正な利用を働きかけるとともに、パーキングパーミット制度について、さらに普及啓発に努めます。
- ・ 知的障害、発達障害、精神障害のある人は、人とのかかわりあいやコミュニケーションが苦手といった特徴があるため、その人の困難さを理解し、状況に応じた適切な対応の必要性について周知、啓発を行います。

(6) 情報・コミュニケーションの活性化

①情報のバリアフリー化の推進

施策方針

障害のある人が、必要とする情報を得ることができるよう、情報のバリアフリー化を推進し、情報入手を支援します。

具体的展開

- ・ 主な公共施設内への情報機器・コミュニケーション機器の設置等を推進します。
- ・ 図書館に設置されている大活字本や点字本、朗読CD、拡大読書機等の備品や設備の充実を図ります。

②情報提供の充実

施策方針

障害のある人やその家族へ、広報誌や市ホームページ等を活用し、保健・医療・福祉等の必要な情報提供を行っていきます。

具体的展開

- ・ 障害のある人やその家族への保健・医療・福祉の情報提供のため、「福祉のしおり」の内容を充実するとともに、広報誌や市ホームページ等を活用し、必要な情報提供を行います。
- ・ 相談支援事業所においても、利用者のニーズに応じた情報提供に努めます。
- ・ 市が発行する文書や広報誌等は、SPコード、点字広報・声の広報の発行により、視覚や聴覚等に障害のある人が必要な情報を入手できるよう配慮します。
- ・ 市ホームページへのウェブ・アクセシビリティ[※]をより向上させ、利便性を高める工夫ときめ細かな支援を進めることにより、情報提供を推進します。

③コミュニケーション支援体制の充実

施策方針

聴覚障害のある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、手話奉仕員・要約筆記奉仕員等の養成に努め、手話通訳者等の派遣の充実を図ります。

具体的展開

- ・「障害者総合支援法」に基づき、聴覚や視覚障害等により、意思疎通が困難な障害のある人の円滑なコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣、手話通訳者の設置等を行います。
- ・要約筆記奉仕員の活用を促進するとともに、耳マークの普及に努めます。
- ・市の窓口等で意思疎通が困難な障害のある人への対応の改善・向上を図るため、職員研修の充実を図ります。

(7) 防災・防犯対策の推進

①防災対策の推進

施策方針

障害のある人の安全を確保するため、防災に対する意識を高めるとともに、いざというときに対応できるよう、避難行動要支援者への支援や災害時の支援体制を充実します。

具体的展開

- ・災害発生時、または災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿を活用した適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう、必要な体制整備を推進します。
- ・避難行動要支援者が円滑かつ安全に避難できるよう、避難勧告や避難指示の発令に先だって避難準備情報を発令し、避難行動に時間を要する人達に早めの避難を促すとともに、迅速・的確な避難情報の伝達について配慮します。
- ・避難所等のバリアフリーに配慮するとともに、避難所等において障害のある人が、必要な物資を含め、障害特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を促進します。

②防犯対策の推進

施策方針

防犯ネットワークの構築や防犯に対する意識の向上等により、安全に暮らせるまちづくりに努めます。

具体的展開

- ・警察と地域の障害者団体、福祉施設等との連携により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。
- ・障害のある人やその家族等が防犯についての意識を高めるとともに、防犯知識を身につけられるように、広報誌や地域での学習活動の中で普及を図ります。

③消費者トラブルの防止及び被害からの救済支援

施策方針

障害のある人が悪質商法の被害にあわないよう、消費生活相談窓口等の関係機関と連携し、消費者トラブルの未然防止を図るとともに、万一、被害にあった場合には、その救済支援に努めます。

具体的展開

- ・消費生活相談窓口や県、市の担当課等と連携し、障害のある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害のある人の消費者トラブルの未然防止及び被害からの救済支援を図ります。
- ・障害者団体、福祉関係団体等と連携し、障害のある人の消費者トラブルの未然防止及び早期発見に努めます。

(8) 差別の解消・権利擁護の推進

①障害を理由とする差別の解消の推進

i 行政機関等における配慮及び障害のある人への理解の促進等

施策方針

障害のある人が障害を理由として「不当な差別的扱い」を受けたり、障害のある人に「合理的な配慮をしないこと」で暮らしにくさを感じたりすることがないように、差別解消に向けた取組を充実します。

具体的展開

- ・すべての市職員が障害や障害のある人に対する理解と認識を深め、福祉の意識が向上するように、研修の充実を図ります。
- ・イベントや講座の開催、広報誌による啓発等、障害のある人に対する差別や偏見をなくすための活動を積極的に行います。
- ・障害や障害のある人に対する理解を深められるように、「障害者週間[※]」を中心とした啓発・広報活動を行うとともに、障害者相談員や障害者団体、ボランティア活動団体等関係団体と連携し、啓発を行います。

ii 選挙等における配慮等

施策方針

障害のある人がその権利を適正に行使することができるように、選挙における障害のある人への配慮に努めます。

具体的展開

- ・点字による候補者情報の提供等、情報通信技術（ICT）の進展等も踏まえながら、障害特性に応じた選挙に関する情報の提供に努めます。
- ・移動に困難を抱える障害のある人等に配慮した投票所のバリアフリー化や投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、成年被後見人がその権利を適正に行使し、投票できるよう努めます。
- ・指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障害のある人の投票機会の確保に努めます。

②障害のある人の権利擁護の推進

i 障害ある人・子どもへの虐待防止

施策方針

障害のある人・子どもへの虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応、適切な支援を行うため、地域における関係機関等との協力体制や支援体制のネットワークづくりを進めます。

具体的展開

- ・虐待対応については、相談支援センターの体制の充実を図るとともに、障害のある人・子どもへの虐待通報の受理、虐待を受けた障害のある人・子どもの保護、養護者への指導・助言、虐待防止に関する周知、啓発を行います。
- ・「障害者虐待防止法」に基づき、虐待を受けたと思われる障害のある人・子どもを発見した場合の通報が義務付けられたことを周知、啓発します。

ii 成年後見制度の適切な利用

施策方針

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人、または精神障害のある人等に対して成年後見制度の利用を支援することにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

具体的展開

- ・知的障害のある人、精神障害のある人等で、自己の判断のみでは意思決定に支障のある人の財産の保全や管理を支援するため、成年後見制度の広報周知を進め、利用促進を図ります。
- ・障害のある人の権利擁護と権利侵害の防止のために、市民後見人の養成に努めます。

